

地 保 第
年 月 日
(20～年)

様

金沢市保健所長

入院勧告に関する意見を述べる機会の通知

あなたに対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 20 条第 1 項の規定による入院勧告を行うに当たり、同法第 20 条第 6 項の規定による意見を述べる機会の付与を、次のとおり行いますので通知します。

なお、意見を述べる事実がないときは、意見書の提出及び口頭による意見陳述を行う必要はありません。

勧 告 内 容		《医療機関名》に入院すること
勧 告 を 行 う 理 由		当該感染症のまん延を防止するため必要があると認められるため
根 拠 と な る 法 令 条 項		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 20 条第 1 項
意 見 を 述 べ る 方 法		意見書の提出 ・ 口頭による意見陳述
意 見 書 の 出 提	提 出 先	金沢市保健所 金沢市西念 3 丁目 4 番 25 号
	提 出 期 限	年 月 日まで
口 頭 に よ る 意 見 陳 述	日 時	年 月 日 午前・午後 時
	場 所	金沢市保健所 金沢市西念 3 丁目 4 番 25 号
備 考		特記事項なし

意見を述べる機会の付与に際しての留意事項

- ・あなたは、代理人を選任し、あなたに代わって意見を述べてもらうことや意見に係る証拠書類を提出することができます。代理人を選任したときは、代理人の氏名、住所、あなたとの関係を記載した代理人選任届出書に、当該代理人に意見を述べる機会の付与に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した書面を併せて金沢市保健所長に提出してください。
- ・口頭により意見を述べる場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、金沢市保健所長に対し、意見を述べる日時の変更を申し出ることができます。